

意匠の要旨とその変更に関する考察

会員 佐々木 真人



要 約

わが国意匠法において、「要旨」という用語は意匠法9条の2や意匠法17条の2の規定において用いられているが、この「要旨」という用語の定義は意匠法においてなされていない。「要旨」という用語自体の意味内容、「意匠の要部」の意義、旧特許法における明細書等の「要旨」という用語の解釈等を踏まえると、「意匠の要旨」とは、願書やその添付図面等に記載されたそのままのもの全てというより寧ろ、それらの中に内在するその意匠の本質的な部分と解することができる。本稿では、これらを踏まえて、「意匠の要旨」について考察する。「意匠の要旨」の変更の判断基準については、先願主義下における第三者への不利益を考慮すると、「記載の同一性基準」のような厳格な基準が望ましいかもしれない。しかし、意匠保護の観点、裁判例、近年の補正却下不服審判の審決例等をも踏まえると、「意匠の同一性基準」を採用することも可能であろう。

目次

1. はじめに
2. 意匠審査基準等における「意匠の要旨」の意義
3. 旧特許法における「要旨」という用語の意義
4. 「意匠の要部」の意義
5. 「意匠の要旨」の意義についての考察
6. 「意匠の要旨」の変更についての考察
7. 近年の補正却下不服審判の審決例
8. まとめ

について考察したい。

2. 意匠審査基準等における「意匠の要旨」の意義

意匠審査基準（平成31年4月26日改訂版⁽¹⁾）によれば、『「意匠の要旨」とは、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、願書の記載及び願書に添付した図面等から直接的に導き出される具体的な意匠の内容をいう。』と定義されている。

裁判例（回転警告灯事件⁽²⁾）では、『「意匠の要旨」とは、「登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添付した図面に記載され又は願書に添付した写真、ひな形若しくは見本により現わされた意匠に基いて定めなければならない。」（意匠法24条）との規定及び意匠登録出願の願書の記載事項を定めた同法6条の規定並びに意匠法施行規則1条1項、様式第1の趣旨に照らし、願書の添付図面（この図面に代わる写真、ひな形又は見本）と、「意匠に係る物品」、並びにこの記載のみでは意匠に係る物品又は意匠の内容を理解することが困難なために願書に記載する「意匠に係る物品の説明」及び「意匠の説明」に基づいて定められるべきものである。』との見解が示されている。

3. 旧特許法における「要旨」という用語の意義

特許法においても、明細書等の「要旨」という用語は用いられていた。具体的には、平成5年改正（平成

1. はじめに

わが国意匠法（最終改正平成30年法律第33号）において、「要旨」という用語は意匠法9条の2や意匠法17条の2において用いられているが、この「要旨」という用語の定義は意匠法においてなされていない。

「要旨」という用語の日本語としての意味は、広辞苑第七版によれば、「肝要な趣旨。大体的内容。」である。この「要旨」という用語自体の意味内容を踏まえると、「意匠の要旨」とは、当該意匠の肝要な構成をいうとの解釈も可能であろう。

本稿では、意匠審査基準等における「意匠の要旨」の意義、旧特許法における「要旨」という用語の意義、「意匠の要部」の意義等を踏まえて「意匠の要旨」の意義を解釈し、また近年の補正却下不服審判の審決例等をも踏まえて、「意匠の要旨」の変更の判断基準

5年法律26号)前の旧特許法40条において、「願書に添付した明細書又は図面について出願公告をすべき旨の謄本送達前にした補正がこれらの要旨を変更するものと特許権の設定登録があった後に認められたときは、その特許出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。」旨が規定されていた。ここで、「これらの要旨」とは、図面をも考慮に入れた明細書の「要旨」であると解されており⁽³⁾、裁判例⁽⁴⁾によれば、『明細書の「要旨」とは、旧特許法上その意義を定めた明文の規定がないものの、特許請求の範囲に記載された技術的事項を指すものと解すべきである。』と解されている。

特許法においては、願書に明細書や図面が添付されるのに対し、意匠法では、明細書に対応する書面を願書に添付しない。また技術的思想である特許と、物品の美的外観である意匠とを同列に論じることが不適切かもしれないが、「要旨」という用語は、旧特許法においては、少なくとも明細書や図面等に表された実施の形態そのままではなく、その実施の形態に含まれる技術的事項として解釈されていたといえよう。このため旧法下における特許出願の審査では、拒絶理由通知がなされた後に審査対象を変更するような補正も可能であり、このことが他の出願の審査遅延を引き起こすことの一因と考えられていた。これが問題視されたこともあって、平成5年改正において旧特許法40条は削除された⁽⁵⁾。

4. 「意匠の要部」の意義

わが国意匠法において、「意匠の要部」という用語も用いられていない。「意匠の要部」は、実務上は意匠の類否判断の際に認定される。この「意匠の要部」については、意匠を構成する形態要素の本質的部分であって、意匠の類否を支配する部分であるとの見解⁽⁶⁾、「論理的物品混同説によれば観察者の注意を喚起するところをいい、形態要部説によれば意匠の類否を決定づけるところをいう」との見解⁽⁷⁾など様々な見解があるが、いずれの見解においても、図面等に表された意匠そのもの全てではなく、当該意匠の一部が「意匠の要部」として認定されているといえよう。

5. 「意匠の要旨」の意義についての考察

「要旨」という用語自体の意味内容が、上述のように、「肝要な趣旨。大体の内容。」であり、旧特許法に

おいて明細書等の「要旨」が、明細書や図面に開示された実施の形態そのものではなく、特許請求の範囲に記載された技術的事項を指すと解釈されていること、「意匠の要部」については、様々な見解があるものの、当該意匠の本質的部分との見解や、観察者の注意を喚起する部分との見解があることに鑑みると、『「意匠の要旨」とは、願書やその添付図面等に表された全ての具体的な構成を意味する』との解釈は適切であるとはいえないように思われる。

工業所有権法逐条解説〔第20版〕には、『意匠の創作も、特許法における発明と同様に抽象的なものであり、また意匠法は2条1項の表現からも明らかなように美感の面からアイデアを把握して、これを保護しようとするものである。』こと⁽⁸⁾が記載されており、願書やその添付図面等に表された全ての構成が視覚を通じて美感を起こさせるものであるとも考え難い。そうすると、「意匠の要旨」とは、願書やその添付図面等に表された具体的な形態等の中に内在するその意匠の本質的部分であると解釈することが自然な解釈であるように思われる。

「意匠の要旨」は、創作者の主観的な視点に基づく意匠の要旨(以下「意匠の主観的要旨」という)と、公知の形態や先行意匠等を踏まえて客観的に「意匠の要旨」であると把握できるもの(以下「意匠の客観的要旨」という)とに分類できるであろう。「意匠の主観的要旨」と「意匠の客観的要旨」は、互いに一致する場合と一致しない場合がある。また、「意匠の主観的要旨」については、当該意匠の創作者が主観的に「意匠の要旨」であると考えたものであることから、新規性等を有する場合と有しない場合とがあり得る。

設定登録を受けるためには、新規性(意匠法3条1項)、創作非容易性(意匠法3条2項)等の登録要件を具備する必要があることを踏まえると、「意匠の客観的要旨」を考慮しないことは適切ではないように思われる。その一方で、意匠も創作である以上、「意匠の主観的要旨」を全く無視することも妥当ではないように思われる。そうすると、「意匠の要旨」とは、『意匠の創作者が主観的に「意匠の要旨」であると考えたものであって、かつ先行意匠や公知形態等をも勘酌することで客観的にも「意匠の要旨」であると把握できる部分をいう。』と解釈することも可能であろう。

6. 「意匠の要旨」の変更についての考察

「意匠の要旨」の変更に関し、願書の記載及び願書に添付した図面等の記載の同一性を害することをいうとの基準（“記載の同一性基準”）と、意匠の同一性が保たれる範囲内での補正は要旨の変更とはならず、意匠の同一性が害される補正は要旨の変更となるという基準（“意匠の同一性基準”）がある⁹⁾。

（1）記載の同一性基準

工業所有権法逐条解説〔第20版〕⁽¹⁰⁾によれば、「意匠法においては、特許法のような広範な補正が認められておらず、誤記の訂正等を行うことが許容されているのみであることから、特許法において問題とされているような広範な補正がなされることによる権利付与の遅延が生じていなかったこと及びたとえ補正がなされた場合であっても、願書の記載及び図面等が意匠の内容を表すものであることから、願書の記載又は図面等についての補正は、願書の記載又は図面等に本質的変更を加えるものとして、要旨変更該当する場合はほとんどであり、補正が要旨変更か否かの判断を行うにあたり、解釈が入り込む余地が比較的少なく、客観的な判断が可能である」旨が記載されており、上記“記載の同一性基準”に近い基準を採用しているものと推察される。

意匠審査基準⁽¹¹⁾では、要旨を変更するものとなる補正の種類と要旨を変更するものとはならない補正の種類が紹介されている。要旨を変更するものとなる補正の種類としては、①その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合、②出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものと認められる場合、③意匠登録を受けようとする範囲を変更する場合は例示されている。要旨を変更するものとはならない補正の種類としては、①その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲のものに訂正する場合、②意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない程度の微細な部分の記載不備を不備のない記載に訂正する場合は挙げられている。

上記のように意匠審査基準では、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとする場合も要旨を変更するものとなり、この中には誤記等の記載不備以外の構成を明確なものとする場合も含まれることとなる

う。そうすると、意匠審査基準も、上記“記載の同一性基準”に比較的近い基準を採用しているように思われる。

（2）意匠の同一性基準

それに対し、上掲回転警告灯事件では、「本件補正は、本件意匠の重要な要素に変更を加え、補正の前後で意匠の同一性を失わせるものであるから、意匠の要旨を変更するものというべきである」と判示しており、本件意匠の重要な要素に変更を加えることとなったから意匠の同一性が失われ、このため「意匠の要旨」を変更することとなると判断されている。よって、上掲回転警告灯事件は、「意匠の同一性基準」を採用しているといえよう。

『「要旨」の変更とは、出願当初の願書の記載、図面等によってあらわされた意匠の本質の同一性を失わしめるに至ることをいうものである。』という学説⁽¹²⁾もあるが、この学説に従えば、補正の前後で意匠の本質が変更されるに至ったか否かを基準とすることとなろう。この場合も、“意匠の同一性基準”を採用しているといえよう。

（3）「意匠の要旨」の変更の判断基準についての考察

上記“記載の同一性基準”と“意匠の同一性基準”を対比すると、“記載の同一性基準”の方が“意匠の同一性基準”よりも厳格な基準であるといえよう。先願主義下における第三者への不利益を考慮すると、“記載の同一性基準”のような厳格な基準が望ましいという考え方もあるかもしれない。しかし、この“記載の同一性基準”を厳格に適用すれば、工業所有権法逐条解説〔第20版〕においても指摘されているように、誤記の訂正や図面間の整合を図る程度の補正以外の大部分の補正が「意匠の要旨」を変更するものと判断され得るであろう。

他方、意匠の創作保護の観点からは、“意匠の同一性基準”が望ましいように思われる。この“意匠の同一性基準”によれば、補正の前後で「意匠の同一性」を失わない限り、当該補正は認められることとなる。

例えば、「意匠の要旨」となる部分が補正の前後で実質的に維持されれば、それ以外の部分が補正によって変更されたとしても、補正前と補正後の意匠は同一であると解釈することができる。この解釈に従えば、

ある意匠の一部の構成を補正によって変更したとしても、その部分が「意匠の要旨」に該当しなければ、補正の前後で意匠の同一性は保持され、かかる補正は、「意匠の要旨」を変更しないものとなり、認められるべきであろう。また、出願当初の図面等に記載された意匠の構成の一部であって、誤記等ではない構成を削除する補正であっても、「意匠の同一性」が失われない場合は、かかる補正は認められてもよいこととなる。しかし、出願当初の図面等に記載された意匠に対し、新たな構成であって、図面間の整合を図る構成ではないものを付加することで、「意匠の同一性」が失われるような場合は、当該補正は「意匠の要旨」を変更する補正に該当するであろう。

それでは、部分意匠の場合に、出願当初の図面等に記載された点線部分を実線部分に変更したり、実線部分を点線部分に変更する補正はどのように解釈すべきであろうか。現状の実務では、かかる補正は例外的な場合を除いて認められ難いであろう。しかし、「意匠の同一性基準」に従えば、このような補正であっても、「意匠の同一性」が失われなければ、認められてよいこととなる。因みに、米国の意匠出願においては、図面において実線で描かれた部分を点線に変更したり、逆に、点線で描かれた部分を実線に変更する補正も認められる場合がある⁽¹³⁾。

7. 近年の補正却下不服審判の審決例⁽¹⁴⁾

以下に、近年の補正却下不服審判の審決例をいくつか紹介する。なお、文末脚注の表に、2011年以降の補正却下不服審判の審決の一部を記載する。

まず、【審判番号】補正2012-500002では、色相、明度、彩度を持つ有彩色の模様部分が、本願意匠の要旨認定に大きく影響を及ぼす要素であるので、当該部分を変更する補正が「意匠の要旨」を変更するものであると判断されている。また、【審判番号】補正2013-500001では、甲皮部履き口の周側面が需要者の注意を強く惹く重要な部位であって、意匠の認定に大きな影響を及ぼす部分であるから、この部分を変更する補正が「意匠の要旨」を変更するものであると判断されている。さらに、【審判番号】補正2016-500004では、本願意匠の創作において重要な部分の一つである平坦面の部分をなくす補正が「意匠の要旨」を変更するものであると判断されている。また、【審判番号】補正2017-500001では、笠内部の態様は、使用時に目

にすることをしない部位で、外観形状と比較して意匠的特徴にならないものであることから、笠内部の態様を追加する補正は要旨の変更には該当しないと判断されている。

上記のような近年の補正却下不服審判の審決を眺めると、「本願意匠の要旨認定に大きく影響を及ぼす要素であること」、「需要者の注意を強く惹く重要な部位であって、意匠の認定に大きな影響を及ぼす部分であること」、「本願意匠の創作において重要な部分の一つであること」、「使用時に目にすることをしない部位で、外観形状と比較して意匠的特徴にならないものであること」等を踏まえて、補正が要旨の変更に該当するかどうか判断されている。

例えば、「本願意匠の要旨認定に大きく影響を及ぼす要素」が存在するという事は、裏を返せば、「本願意匠の要旨認定にあまり影響しない要素」が存在するといえよう。そうすると、「本願意匠の要旨認定にあまり影響しない要素」について、その内容を変更するような補正を行っても、その補正は、「意匠の要旨」を変更するものではないと判断される余地があることとなる。

同様に、「本願意匠の創作において重要な部分」の存在を肯定するという事は、逆の見方をすれば、「本願意匠の創作において重要ではない部分」も存在することとなる。この場合には、「本願意匠の創作において重要ではない部分」の内容を変更するような補正を行っても、かかる補正は、「意匠の要旨」を変更するものではないと判断され得ることとなる。

以上のことから、昨今の補正却下不服審判では、「記載の同一性基準」というよりも寧ろ、「意匠の同一性基準」に近い基準に基づいて、補正が要旨の変更に該当するかどうか判断されているといえるかもしれない。

8. まとめ

「要旨」という用語自体の意味内容、「意匠の要部」の意義、旧特許法における明細書等の「要旨」という用語の解釈等を踏まえて、「意匠の要旨」の意義を考察すると、「意匠の要旨」とは、願書やその添付図面等に記載されたそのままのもの全てというより寧ろ、それらの中に内在するその意匠の本質的な部分であると解することができよう。「意匠の要旨」の意義の1つの解釈例として、『意匠の創作者が主観的に「意匠

の要旨」であると考えられるものであって、かつ先行意匠や公知形態等をも勘酌することで客観的にも「意匠の要旨」であると把握できる部分をいう。』との解釈も可能かもしれない。

「意匠の要旨」の変更の判断基準については、先願主義下における第三者への不利益を考慮すると、“記載の同一性基準”のような厳格な基準が望ましいという見解もあるかもしれないが、意匠保護の観点、裁判例、近年の補正却下不服審判の審決例等をも踏まえると、“意匠の同一性基準”を採用することも可能であろう。

以上

(注)

- (1) 意匠審査基準（平成 31 年 4 月 26 日改訂版）第 8 部 願書・図面等の記載の補正 第 2 章 補正の却下 82.1.1 意匠の要旨と意匠の要旨の認定
- (2) 東京高判平成 5 年 7 月 15 日 [平成 4 年（行ケ）227 号]（回転警告灯事件）
- (3) 中山 新・注解特許法 [第 2 版] 833 頁
- (4) 大阪地判平成 21 年 3 月 5 日 [平成 20 年（ワ）第 4056 号]（ポータブル型画像表示装置事件）
- (5) 特許庁総務部総務課 工業所有権制度改正審議室編 改正特許法・実用新案法解説（1993 年 12 月 10 日発行）15 頁

(14)

審判番号	判断内容（一部抜粋）
補正 2011-500002	願書の記載について、「意匠に係る物品」の欄の記載を「スポーツ用シャツ」と補正し、「意匠の説明」の欄の記載を「右側面図は左側面図と対称に表れるので省略する。」と補正したままで、実態に即して訂正をした範囲のもといえるもので、願書の記載についての補正が、出願当初の意匠の要旨を変更するものではない。本願意匠の願書添付の図面の補正についても、誤記の修正ないしは他の図面と整合するように補正したままであって、その補正が出願当初の意匠の要旨を変更し、同一の範囲を超えるものであるとは認められない。
補正 2012-500002	当該手続補正により、色相、明度及び彩度を併せ持つ有彩色を施した意匠としたものであるが、この有彩色の模様の様子は、この意匠の属する分野における通常の知識に基づいて出願当初の願書の記載及び添付図面から総合的に判断しても導き出すことができず、この模様部分が本願意匠の要旨の認定に大きく影響を及ぼす要素であることから、出願当初の願書に添付した図面の要旨を変更したものと認められる。
補正 2013-500001	本件補正前の願書の記載及び願書に添付した写真を総合して判断すれば、本願は、意匠 1 については、出願時から「『Crocs (TM)』のマークおよびクロコダイルのロゴ」及び「底の接地面」や「フットベッドおよび底の材質の模様」及び「内表面の模様」に係る表面模様が一体的に結合した部分以外の部分について意匠登録を受けようとする出願であったと認められる。したがって、これらの補正は、本件補正前から物品の部分について意匠登録を受けようとしていたものを、適法な部分意匠の出願形式に改めたものであるから、本願の願書の記載の要旨を変更するものではない。 当該意匠登録を受けようとする部分以外の部分を破線により表した点については、適法な部分意匠の図面表現に改めたものであるから、本願の願書に添付した写真の要旨を変更するものとは言えない。 甲皮部履き口の周側面に見られる暗調子の紐の模様について、本件補正前の願書に添付した写真に現された意匠には、横方向に筋状の凹凸模様が施され、甲皮部との対比が明確となっていたのに対して、手続補正 5 によって追加された図面には、この筋状の凹凸模様が全く表されていない。この点について、本件補正前の願書の【意匠の説明】の欄には、甲皮部履き口の周側面に見られる暗調子の紐の筋状の凹凸模様を本願意匠の構成要素から除外しようとする旨の意思表示に係る記載は一切なされていない。本願意匠の甲皮部履き口の周側面は、外方から明確に視認できる、需要者の注意を強く惹く重要な部位であって、意匠の認定に大きな影響を及ぼす部分であるから、手続補正 5 によって、甲皮部履き口の周側面に見られる紐の筋状の凹凸模様が表されていない図面を追加した補正は、この意匠の属する分野における通常の知識に基づいて判断しても、本件補正前の願書の記載及び願書に添付した写真から当然に導き出すことができない、同一の範囲を超えるものであるから、この補正は、本願の願書に添付した写真の要旨を変更するものと言わざるを得ない。

- (6) 小野 知的財産法最高裁判例評釈大系 [II] 意匠法・商標法・不正競争防止法 55 頁
- (7) 満田・松尾 注解意匠法 158-159 頁
- (8) 特許庁編 工業所有権法（産業財産権法）逐条解説 [第 20 版] 1151 頁
- (9) 上掲満田・松尾 注解意匠法 347-348 頁
- (10) 上掲工業所有権法（産業財産権法）逐条解説 [第 20 版] 1196-1197 頁
- (11) 上掲意匠審査基準 第 8 部 願書・図面等の記載の補正 第 2 章 補正の却下 82.1.2 要旨の変更
- (12) 斎藤 意匠法概説（補訂版）256 頁
- (13) MPEP 1504.04 Considerations Under 35 U.S.C. 112 [R-08.2017] I. 35 U.S.C. 112 (a) and (b) C. *Written Description* 1. General Principles Governing Compliance with the Written Description Requirement for Design Applications “For example, the later-claimed design converts originally-disclosed solid line structure to broken lines or converts originally-disclosed broken line structure to solid lines, but does not introduce any new elements that were not originally disclosed. In the vast majority of such situations, the examiner will be able to determine based on a review of the drawings that the inventor had possession of the later-claimed design at the time of filing the original/earlier application. See *Racing Strollers*, 878 F.2d at 1420, 11 USPQ2d at 1301”

<p>補正 2014-500003</p>	<p>当審は、出願当初の願書の【意匠に係る物品の説明】の欄に記載されていた「正面図等に表された画像は、コンテンツの選択に用いられる。」を「本物品は、本物品中に保存したコンテンツをパソコン又はテレビに保存する機能又はパソコン又はテレビを用いて再生する機能を有する携帯情報端末である。本願の表示部に表示される画像は、本物品がこの機能を発揮できる状態にするための操作に用いられるものである。また、物品の操作は、指又はスタイラスペンで画像に触れることによって行う。」とする内容に変更した補正については、以下の理由により、この意匠の属する分野における通常の知識に基づいて出願当初の願書の記載及び添付図面から総合的に判断しても導き出すことができず、また、当該欄の記載は、本願意匠の要旨の認定に大きく影響を及ぼすものであるため、平成 26 年 7 月 18 日付けでした手続補正書による補正は、出願当初の願書の記載の要旨を変更するものである、と判断する。</p>
<p>補正 2015-500003</p>	<p>当審は、願書の【意匠に係る物品の説明】の欄に、「当該産業機器に電子的に接続された本物品は、当該機器を通电させることで、(事前に設定済した)機器可動部の可動位置を多角的(軸の移動方向および軸の回転角度)に表示させることができるものである。」を追加し、出願当初の【意匠に係る物品の説明】の内容を変更した補正については、以下の理由により、出願当初の願書の記載及び願書添付図面の記載を総合すれば十分に想定され得る範囲のものである、と判断する。</p>
<p>補正 2016-500001</p>	<p>意匠に係る物品を「収納カセット」から「汚物入れ用カセット」に変更し、意匠に係る物品の説明を追加した、本補正によって、本願意匠の要旨を変更したものと認められない。</p>
<p>補正 2016-500004</p>	<p>ここで、第 1 の補正後の願書に添付した図面における、破線で表されたエスカレーター等のデッキ及びハンドレールの部分の記載は、本来であれば記載されるべきではない部分であるが、パリ条約による優先権の主張を伴う第一国の出願時に添付された図面をそのまま我が国に出願したことにより表されている誤記にあたるものと認められるものであり、また、その意匠の属する分野における通常の知識に基づけば、出願当初からエスカレーター等とは別体である「床用カバー」について出願されたものであることは明らかであるから、不備のない第 2 の補正後の記載を直接的に導き出すことが当然にできるものである。したがって、第 1 の補正後の破線で表されたエスカレーター等のデッキ及びハンドレールの部分の記載を削除する補正は、要旨を変更するものとはならない補正である。</p> <p>しかしながら、第 1 の補正後の意匠及び第 2 の補正後の意匠の形態について見てみると、第 1 の補正後の意匠における床用カバーの上面部分には、平面視略隅丸正方形形状の突起部及び略横長長方形形状の突起部の連続する列が互い違いに繰り返して配設され、床用カバーの凸状に突出した上面部上端寄り中央部分には、平面視が横に長い略直角台形状の突起部、横に短い略直角台形状の突起部、及び横に短い略長方形形状の突起部によって形成される、平面視略横長長方形形状の平坦面の部分とその上方に接して略円形状の平坦面の部分が表れている。そして、第 2 の補正後の意匠では、当該平坦面の部分には、平面視略隅丸正方形形状の突起部及び略横長長方形形状の突起部の連続する列が互い違いに繰り返して配設され、当該平坦面の部分のない形態に変更されている。この当該平坦面の部分は、エスカレーターであれば、建物の何階であるかを表示するための部分、若しくは会社の商標と会社名又は商品名等が付されるという目的を持って創作された部分であると推認でき、一様に互い違いに繰り返して連続する突起部の一部を、略直角台形状の突起部等の様々な形態にわざわざ変更して創作された部分であるから、本願意匠の創作において重要な部分の一つであると認められる。この本願意匠の要旨の一部である平坦面の部分をなくす補正は、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものであると認められるものであり、第 2 の補正による補正は、第 1 の補正後の願書の記載及び願書添付図面の要旨を変更するものである。</p>
<p>補正 2016-500006</p>	<p>当該補正は、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものと認められるものであるから、出願当初の願書添付図面の要旨を変更するものである。</p>
<p>補正 2017-500001</p>	<p>その上で、本願意匠の笠内部の態様についてみると、たしかに、特許庁審査官の指摘のとおり、笠内部の態様は、出願当初から願書に添付された基本 6 図(図 3. 2 ないし図 3. 7)および「上方から見た状態の斜視図」(図 3. 1)のみでは明確に表されていない。しかしながら、これら卓上ランプにおいては、笠内部に光源が形成され、笠部の内側を照射することによって得られる反射光が明かりの役割を果たすものであることから、笠内部の態様については、一般に、光源のほかは、支柱部に笠部を保持する構造が存在する程度で、それ以外は想定できないものである。また、一般に、使用時に目にするものではない部位は、外観形状と比較して意匠の特徴にならないものであることを考慮すると、手続補正書により追加された「下方から見た状態の斜視図」(図 3. 8)は、笠内部の態様を開示するものではあるものの、当該補正の内容がありふれた態様であって、その意匠の属する通常の知識を有する者が見た場合、同一性の範囲を超えるものではないから、要旨の変更には該当しないものである。</p> <p>次に、1. (2) イの発光部分の具体的な開示がないため、どの部分が発光するか不明確であるとする拒絶の理由に対して行った手続補正書による補正(願書の「意匠の説明」における発光部についての記載の追加)が、この意匠の属する分野における通常の知識に基づいて出願当初の願書の記載および添付図面から総合的に判断しても導き出すことができず、補正の却下の決定がされた点であるが、この種卓上ランプにおいて、光源が、支柱部の内部に格納され、支柱部自体が発光する仕組みのものは、例を挙げるまでもなく普通に見受けられるものであるところ、本願意匠の態様も、手続補正書により追加された願書の「意匠の説明」および「下方から見た状態の斜視図」(図 3. 8)により、光源が支柱上端部に格納されたものであるから、前記の 1. (2) アと同様、笠内部の態様を開示するものではあるものの、当該補正の内容はありふれた態様であって、その意匠の属する通常の知識を有する者が見た場合、同一性の範囲を超えるものではないから、要旨の変更には該当しないものである。</p>

補正 2018-500002	<p>物品に係る「具体的な形態の内容」について、上記手続補正の前後において変更があったか否かを検討すると、上記手続補正により、図面は「使用状態を示す参考図」の追加のみであって、出願当初の図面に変更はないから、「具体的な形態の内容」について変更があったということとはできない。</p> <p>「具体的な物品の内容」の変更の有無を検討すると、「意匠に係る物品の説明」の欄を追加し、本願意匠の物品が、電子喫煙具用の液体を貯蔵、補充するものであることが明らかにされたところ、そもそも補正前の願書には「意匠に係る物品の説明」が記載されておらず、包装用容器ではあるが、詳細には不明であって、本願の「包装用容器」が、例えば「菓子包装用容器」のような具体的な物品とまでは認定できなかったのであるから、本願の「包装用容器」は、電子喫煙具用の液体を貯蔵、補充する包装用容器ではなかったとまではいえず、包含していたといえる。そうすると、上記の補正により「意匠に係る物品の説明」の欄が追加されたことで、本願の「包装用容器」が、より具体的に明らかとなったということではあるが、例えば「菓子包装用容器」が電子喫煙具用の液体を貯蔵、補充する包装用容器へ変更されるように、具体的な物品の内容が変更されたとはとはいえない。そして、出願当初から図面によって表された本願意匠の形状は、上端の凹部を雌ネジとしており、その他の物（この場合は、電子喫煙具）がネジ止めされ、本願物品（包装用容器）内に貯蔵されている商品を補充されるための形状と認識する方が自然であって、「菓子包装用容器」等、その他の包装容器の形状というよりもむしろ、電子喫煙具用の液体を貯蔵、補充する包装用容器に見られる類いの形状であると認められる。</p>
----------------	---

(原稿受領 2020.2.14)